

第4回 南丹市権利擁護・成年後見センター
運営委員会
議 事 録

南丹市権利擁護・成年後見センター運営委員会事務局
(南丹市福祉保健部福祉相談課)

令和2年度第4回 南丹市権利擁護・成年後見センター運営委員会

議事録

開催年月日 令和3年3月23日(火) 午前10時～

開催場所 南丹市役所 4号庁舎 2階会議室

委員の総数及び出席者数並びにその氏名

(1) 委員の総数 5名

(2) 出席者数 5名

(3) 出席委員(敬称略)

役職	氏名	選出区分	備考
委員長	松田 めぐみ	京都弁護士会	きさらぎ法律事務所
副委員長	上田 浩平	成年後見センター・ リーガルサポート 京都支部	上田司法書士事務所
委員	大釜 訓	京都社会福祉士会	げんてん社会福祉士 共同事務所
委員	若井 淑子	学識経験者	南丹市社会福祉協議会 生活相談課
委員	船越 由美	学識経験者	京都中部総合医療センター 地域医療連携室

(4) オブザーバー(敬称略)

氏名	備考
今井 昭二	京都府障害者・高齢者権利擁護支援センター
坂田 徹	京都府社会福祉協議会 福祉部長
奥村 彰浩	京都府地方家庭裁判所園部支部 主任書記官兼庶務課長
吉川 琢巳	京都府家庭裁判所後見センター 主任書記官

(5) 事務局

榎本福祉保健部長、福祉相談課 橋本課長、中西課長補佐、
西村課長補佐、岩本主事、林相談支援員

1 開会

2 委員長あいさつ

【委員長】

委員長を務めさせていただいております、弁護士の松田です。よろしくお願いいたします。

3 協議事項

(1) 専門相談について

【事務局】

令和2年度の専門相談の振り返りをさせていただきます。

令和2年度の専門相談は11月より、毎月第3水曜日14時から15時の1時間を上限30分2枠までとして、南丹市役所相談室を使って開始しています。

主な広報手段は、市の広報紙や南丹ケーブルテレビの文字放送を使って広報を実施しました。市民から直接の相談申込は有りませんでした。窓口相談の中で、専門相談の話をする、希望したいとのケースが何例もあり、11月から3月までの5回は各回一人ですが専門相談の利用がありました。これは、潜在的なニーズはあるが、まだ市民の皆様には後見センターの専門相談が認知されていない結果とも考えられますので、次年度はそれを踏まえ、広報活動にも更に力を入れたいと考えます。

今年度5回実施した、専門相談ですが、一つ目が専門相談から親族申立に繋がり、先日後見人等が選任されたとの連絡を家族より受けました。二つ目も現在申立まで進んでいると聞いております。それ以外の3ケースも任意後見と相続、遺言の問題など専門相談でアドバイスを聞いたことで解決されたり、改めて必要になった時の相談窓口を知ることができた等、一定の成果があったと考えています。相談者は、5ケース中3ケースは本人より、1ケースは親族から、残る1ケースは支援者からの相談でした。以上が令和2年度の実施結果概要になります。

令和3年度の専門相談に関してですが、良いところはそのまま継続し、更に市民や、支援者が利用しやすい相談会にと考えています。

相談時間の設定に関してですが、本年度は30分2枠で考えていましたが、実際に2枠予約が入ることはなく1枠で1時間程度の長めでの実施でしたが、ゆっくり相談できた利用者には好評でした。来年度も同様に考えております。

事務局から以上とさせていただきます。ご意見お願いいたします。

【A 委員】

実際に相談に入った感想ですが、1枠で1時間をほぼ使い、あれを30分でやるとなると結構厳しいと思います。相談内容が多岐に渡り人間関係などの聞き取りにも時間がかかる

内容だったので30分だったらもうちょっと話したかったと言われたのではないかと思います。

【B 委員】

私自身が専門相談を行った際は、本人が入院中で関係者のカンファレンスに近く協議はスムーズにいったが、本人が入ると話に時間がかかりますし、30分に収めるというのは確かに大変だと思います。

【事務局】

初めから1時間1枠で広報、弁護士会・司法書士会に依頼するか、運用上は30分2枠で実際は1時間なので、依頼はこのままの状態に依頼した方がいいのかどうでしょうか？

【A 委員】

相談内容次第では30分以内に終わる相談も無いわけではないが、窓口対応から専門相談に繋いだケースばかりなので、色々と相談者の悩みが多かったのかと思います。

市民から直接専門相談を申し込んだ場合は、もう少し短いケースもあるかも知れないですが、時間は余裕を持っておいた方がせっきくの機会なのでいいのではないかと思います。

単なる相続相談なら相続の手続きを色々説明したり、相続放棄の説明をしたりとか20分、30分で終わる相談も他の自治体の一般法律相談では対応していますが、後見の申立に繋がるような相談になると背景事情や経緯とか色々聞き取りすることが多くなって30分では厳しいかも知れない。実際に1回1件の相談で運用されてますし、2人以上の申し込みがあった時にどう対応するかの問題ではないか？2人申し込みがあれば30分2枠で対応するのか？それとも急ぎでなければ次回に回ってもらうのか？

【事務局】

次回にまわってもらうのも1つかと思います。

また、こちらで検討させていただきます。

(2) 個別ケースの報告及び相談

《議事録非公開》

(3) 市民後見人支援について

【事務局】

市民後見人の報酬付与申立てについて相談させていただきます。

南丹市は、「単独後見」を基本に考えることで、前回協議しました。

一般的に市民後見人支援は、大きく2つに分けれます。後見監督人がいない場合と、後見監督人がいる場合です。後見監督人の説明は補足をご覧ください。南丹市は、単独受任を前提にしていますので、後見監督人がいない場合のイメージとなります。市民後見人は単独で活動、活動の支援をセンターが担います。

意見をいただきたいのは、市民後見人の報酬付与申立てについてです。報酬につきましては、社会貢献のボランティアとして「無報酬」と定めているところもありますし、報酬の上限を設定しているところもあります。

南丹市としては、社会貢献ではありますが、責任ある活動であり、無報酬とは定めず、「報酬付与の申立てを妨げない」「報酬については、家庭裁判所の審判に委ねる」としてはどうかと考えてます。委員の皆様に助言いただきますようお願いいたします。

【A オブザーバー】

近隣の状況ですが、市民後見人の報酬付与の申立てに関しては禁止も推奨せず、市民後見人に委ねるところや、無報酬でボランティアということで運営し、報酬付与の申立てをしないことを前提にしているところも聞いております。情報としてはこれ位になります。

【事務局】

近隣の話も聞かせていただきこのように考えてますが、委員の皆様の考えを聞かせていただきたいと思います。

【B オブザーバー】

質問ですが、賠償責任保険の加入ですが、例えば報酬の付与は自分で判断となった時に、保険の加入は本人にお願いする前提で考えているのか？それとも市として責任がある仕事とのことで助成をしようと考えているのか？その辺りを聞かせていただきたいです。

【事務局】

保険につきましても単独受任ですので、本人の判断で加入いただくように考えています。

【B オブザーバー】

報酬付与の申立てを行わず、無報酬で完全ボランティアでも保険は自分で加入していくということでしょうか。

【事務局】

協議いただき、南丹市の市民後見人は全て無報酬とする時、そこは保障していかなければと考えています。

【A 委員】

市民後見人の報酬に関しては、2018年位に先行的に始めたところは原則ボランティアからスタートしていますので、市民後見人を初期に作った自治体はボランティアの感覚で作られています。その後、利用促進事業が広がりを見せて行く中で、ボランティアでは難しいのではないかとの意見も出て、報酬付与ができる案件はしてもいいのではないかとの意見もでてきたと思います。

南丹市についても申立が可能な案件は報酬付与をしていいかと思っています。他市の市民後

見人さんと実際にお話させていただいたことありますが、報酬はいらないと言っている人もいます。そこも後見人の判断になるのだと思います。

【B 委員】

いらないと言われていた方は、「保険とか実費がかかる分も自己負担した上で報酬もいらない」のでよいのではないのでしょうか。

【B オブザーバー】

報酬付与の申立てするかは市民後見人の判断に任せ、そうすると被後見人とのマッチングの中で資産状況も、マッチングをすすめて行く中でどういう考えなのか教えていただければと思います。

【事務局】

想定されるのは資産が多額ではなくその方の背景がある程度解っている方とっております。南丹市では要件に合致すれば（報酬助成）利用支援事業の申請も妨げませんし、全く報酬の出ない方を市民後見人にとは考えていません。

6月、7月には市民後見人候補者に向けて、実際このような形で市民後見人支援をしていきますと、再度今年度登録をしていただけるかどうかの説明会を持とうと考えています。報酬付与申立が出来ることとしました場合、どのようにお伝えしたらいいのでしょうか。

【A オブザーバー】

お示しできる目安がホームページに載っている物だけで、特に専門職に限らず親族の方でも報酬付与は申立できるので、親族の方も目安としてご紹介しています。

一般的な話として本人の資力等の状況、財産額の中から相当額を決めると、本人の財産状況を鑑み報酬がほとんど付与されない場合もあると説明している自治体もあります。裁判所としても、後見人の責任の重大性を鑑みてもほとんど報酬を付与出来ない事案もありますとの説明を一般的にしています。

【委員長】

「報酬付与申立は市民後見人の判断とする」ことでよろしいですか。

【事務局】

次に市民後見人の損害賠償保険について、ご協議をお願いします。

報酬付与申立を妨げないとのことなので、後見活動につきましては、1人の独立した後見人として活動され、市はその活動がスムーズに進むようサポートを行います。

活動中の事故等につきましては、市民後見人自らが万が一の事故に備えていただくよう、加入をお勧めし保険を紹介しますが、保険料は自己負担とし、加入の有無、補償内容については市民後見人が内容を精査し判断いただくこととしたいと考えています。

先行している自治体に話を聞いたところ、「加入は勧めるが、個人の判断に任せる」との

ことでした。先進地では、「保険加入は市が契約者となるが、保険料は市民後見人負担。現在まで保険の手続きに至るような事象はない。」との回答でした。実際に市が保険の契約者になって事故が起こった場合にどのような手続きが必要になるのかは事例がないので分かりませんとのことでした。

実際に掛け金は本人が支払っているのであれば、本人が補償内容も考えて入られた方が良いのではないかと考えております。保険の内容等については、引き続き検討いたします。

【委員長】

現状、今ある保険を紹介して入るかどうかは市民後見人の判断に任せる形で進め、報酬付与を妨げないのであれば、保険の掛け金については、市民後見人負担としてよろしいでしょうか。

【各委員】

「異議なし」

【事務局】

市民後見人支援について説明させていただきます。

センターは、市民後見人の支援をスムーズに行い、市民後見人の方が安心、安全な後見活動ができるような支援の体制を考えております。

申立て前の動きは、今後運営委員会で承認をいただければ次のような流れを考えています。家裁への聴取に市民後見人が候補者として出席する時には、センター職員も同席したいと考えています。

また、審判書が届けばセンターに連絡をいただき、今後の予定の説明とスケジュールを確認して、市民後見人はセンターが開催する「後見事務説明会」に出席してもらい、資料①～⑩の書式などを渡して、京都家庭裁判所でも後見事務説明会があるかと思いますが、家庭裁判所のハンドブックと合わせて今後の後見事務の進め方を説明します。初回報告に向けた個別面談もセンターで予定しています。その後、初回面談・引継ぎの日程調整をセンターで行い、市民後見人がスムーズにケースに入れるように支援します。

家庭裁判所への提出書類の支援は、市民後見人の初回報告、初年度の6箇月報告、1年定期報告と家庭裁判所への報告の前に実施し、提出書類に問題がなければセンター確認印を押し市民後見人を支援します。2年目以降は定期報告の前にセンターで提出書類の確認をし問題がなければセンター確認印を押しします。また、提出物に問題がある場合は、確認印は押さずに修正を市民後見人に依頼し、修正が出来たものにセンター確認印を押しします。

家庭裁判所への提出書類とは別に、資料①から⑩にあるような家庭裁判所への報告書類を参考にさせていただいた、センター独自の提出書類を準備し、こちらで後見事務が適正に行えているかを見て、支援が必要な場合は対応します。こちらの書式は、運営委員の皆様のご意見をいただきながら正式な書式にできればと考えています。

後見センターへの報告は、家庭裁判所への報告のタイミングにプラスして、初年度が3箇月目、2年目以降、6箇月目の報告になります。こちらはセンターの後見事務説明会で資料

⑩の市民後見人選任後の報告の流れで市民後見人に示して、提出もれがないように支援します。報告のタイミングに合わせて個別面談も実施しますので、2年目以降も最低2回は、センターでの個別面談があり、市民後見人が安心、安全な後見活動ができるように支援していきます。面談や相談は希望される市民後見人には随時対応もしたいと思います。

また、初年度は実際にセンター職員も市民後見人の定期訪問に同行し、普段の関わりの様子を確認し、助言が必要な場合は助言するなどの支援を行ないます。2年目以降も希望があれば実施します。

以上の支援の流れで後見終了まで市民後見人を支援していければと考えています。

死後事務に関しても、センターで支援しながら家庭裁判所への管理財産報告、相続人がいる場合は、相続財産の引き渡しまでを予定しております。死後事務に関してはそれぞれの状況によって支援の中身もかわってくるかと思っておりますので、皆様のお知恵も借りながら進めていければと考えてます。

このような形で市民後見人さんを支援していければと考えております。

皆様のご意見をよろしく願いいたします。

【A 委員】

実際に資料を見て、よく考えていると思います。市民後見人も、これだけ対応してチェックもしていただければ安心して活動できるのではないかと思います。家裁への提出より早めのチェックなので、初回報告などは結構バタバタして大変だろうとは思いますが、やむを得ないのではないかと思います。

【A オブザーバー】

ここに書く内容ではないのかも知れませんが、後見人が体調不良になった場合や長期入院になった場合の対応について入れておく必要があるのではないかと思います。

【B 委員】

支援体制に関しては、事務局で作っていただいた物で特に問題がないかと思います。

【委員長】

以上で、本日予定しておりました議事は終了いたしましたので、本日の協議事項はこれで終了させていただきます。ありがとうございました。